

宇宙ふれあいホール Sora-Miru 指定管理業務に係る プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、宇宙ふれあいホール Sora-Miru の指定管理業務(以下「本業務」という。)について、業務実施の能力等の審査をプロポーザル方式により行い、最も本業務の遂行に適格と判断される指定管理者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇宙ふれあいホール Sora-Miru 指定管理業務

(2) 業務場所

和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地

(3) 業務内容

仕様書によるものとする。

(4) 指定期間

令和 6 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 指定管理料

提案によるものとし、町と協議の上、決定する。

(6) 注意事項

ア 本プロポーザルにより選定された指定管理候補者は、串本町議会の議決を経て指定管理者に指定される。

イ 準備期間における業務については、別に委託契約を締結する。

3 プロポーザルに係る日程

(1) 公示日

令和 5 年 12 月 15 日(金)

(2) 参加表明の受付期間

令和 5 年 12 月 20 日(水)～令和 5 年 12 月 27 日(水)

(3) 質問書の受付期間

令和 5 年 12 月 20 日(水)～令和 5 年 12 月 27 日(水)

(4) 質問の回答期間

令和 5 年 12 月 20 日(水)～令和 6 年 1 月 10 日(水)

(5) 提案書等受付期間

令和 6 年 1 月 10 日(水)～令和 6 年 1 月 31 日(水)

(6) プレゼンテーション・審議会

令和6年2月初旬～中旬予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、共同企業体で応募する場合は、構成員の全てが同要件を満たしているものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者でないこと。
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 国税・地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 本業務を的確に遂行できる組織、人員等を有すること。
- (10) その他町長が必要と認める応募の資格を有すること。

5 参加表明

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書(様式1又は様式1の2)
- イ 委任状(様式3) ※共同企業体のみ提出
- ウ 共同企業体協定書(様式4) ※共同企業体のみ提出

(2) 提出方法

提出先に持参又は郵送すること。

※受理後、当方から一両日中に連絡します。連絡なき場合は、お手数ですが、確認の連絡をお願いします。

(3) 提出期限

令和5年12月27日(水)午後5時まで必着

(4) 注意事項

ア 共同企業体として応募する場合、参加表明書の提出後の構成員の変更は原則として認めない。ただし、構成員の倒産、解散等の特別な事情があると認められ、かつ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと町が判断した場合、変更を認めるものとする。

イ 参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

6 質問

(1) 提出書類

質問書(様式5)

(2) 提出方法

企画提案に関する質問がある場合は、必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和5年12月27日(水)午後5時まで必着

(4) 回答期限

令和6年1月10日(水)午後5時

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の団体名等を伏せて、串本町公式ホームページにて随時掲載する。なお、提出書類の記載内容又は審査基準に関する質問、応募状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

7 申請

(1) 提出書類

ア 提案者の概要書(様式6)

イ 指定申請書(様式7)

ウ 申立書(様式8)

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人の場合)

オ 代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿(法人以外の場合)

カ 事業計画書(様式9)

キ 収支計画書(様式10)

ク 経営状況を説明する資料(前事業年度の収支(損益)計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類並びに現事業年度の収支予算書等)

※共同企業体にあつては、下線の書類について構成員全ての書類を提出すること。

- (2) 提出部数
正本 1 部、副本 5 部
※副本については、社名等を伏せて提出すること。
- (3) 提出方法
提出先に持参又は郵送すること。
- (4) 提出期限
令和 6 年 1 月 31 日(水)午後 5 時まで必着
※受理後、当方から一両日中に連絡します。連絡なき場合は、お手数ですが、確認の連絡をお願いします。
- (5) 経費負担
提出書類の作成、提案に係る費用及び郵送費は、提出事業者の負担とする。
- (6) 注意事項
 - ア 提出書類においては、仕様書を熟読し、創意工夫をもって作成すること。
 - イ 必要であれば、事業計画書とは別に企画提案書を提出すること。(様式は任意)
 - ウ 本業務の仕様書に定めのない業務及び目的達成のために有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。

8 審査及び選定

- (1) 選定方法
指定管理者の選定にあたり、串本町公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)において、応募者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション等の内容について審査を行い、優先交渉者を選定する。
※本プロポーザルに係るプレゼンテーションの日程は、後日通知する。
(令和 6 年 2 月初旬～中旬予定)
- (2) 選定結果
プレゼンテーション終了後、概ね 1 週間を目途に全応募者に文書により通知する。
- (3) 優先交渉者との協議
審議会の選定結果を受けて、優先交渉者と指定管理業務について細目協議を行います。
- (4) 指定管理者の指定
令和 6 年 3 月の定例議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て、指定管理者の指定を行う予定とする。

9 その他

- (1) 提出書類の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルに係るプレゼンテーションの審査以外には使用しない。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルの提案に係る費用については、各提案事業者負担とする。
- (6) 施設の見学については、事前に申し込みの上、1月10日までの期間可能とする。

10 問合せ先・各種書類の提出先

〒649-4122 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地
串本町役場 企画課 ロケット推進室
電話：0735-67-7004 FAX：0735-72-1501
メール：kikaku@town.kushimoto.lg.jp